

## フィリピン司法省及びベトナム競争庁との協力に関する覚書等の署名について

平成25年8月28日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、本日、フィリピン・マニラにおいて、フィリピン共和国の競争当局である司法省及びベトナム社会主義共和国の競争当局である競争庁との間で、それぞれ、競争当局間の協力に関する覚書等に署名した。それらの概要は、次のとおりである。

### 1 背景

#### (1) フィリピン司法省との協力に関する覚書

平成18年9月、我が国は、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」に署名した。同協定には「競争」に関する章が設けられ、両国が反競争的行為に対する取組により競争を促進することに関して協力すること等が規定されている。その後、公正取引委員会は、平成22年から、独立行政法人国際協力機構（JICA）の協力の下、フィリピンに対する技術協力を継続して実施してきたところ、平成23年6月、フィリピン司法省が大統領令により競争当局として指定されたため、以後、同省等の職員に対する技術協力を実施してきた。そのような中、今後の両競争当局間の協力関係の更なる進展を目的に、協力に関する覚書に係る協議を行ってきたところである。

#### (2) ベトナム競争庁との協力に関する取決め

平成20年12月、我が国は、「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」（以下「日ベトナムEPA」という。）に署名した。日ベトナムEPAには「競争」に関する章が設けられ、両国が反競争的行為に対する取組により競争を促進することに関して協力すること等が規定されている。また、公正取引委員会は、JICAの協力の下、平成20年9月から当委員会の職員をJICA長期専門家としてベトナム競争庁へ累次派遣するなど、同庁に対する技術協力を継続して実施している。そのような中、今後の両競争当局間の協力関係の更なる進展を目的に、日ベトナムEPAの実施細則として、両競争当局間の協力に関する取決めに係る協議を行ってきたところである。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房国際課

電話 03-3581-1998（直通）

ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

## 2 署名者

### (1) フィリピン司法省との協力に関する覚書

日 本 側：公正取引委員会 杉本和行委員長

フィリピン側：フィリピン司法省 デリマ大臣

### (2) ベトナム競争庁との協力に関する取決め

日 本 側：公正取引委員会 杉本和行委員長

ベトナム側：ベトナム競争庁 ムン長官

## 3 覚書等の内容

### (1) フィリピン司法省との協力に関する覚書

この覚書は、公正取引委員会とフィリピン司法省との間における通報、情報交換等について定めるものであり、両競争当局の協力関係の進展を通じて、それぞれの国の競争法の効果的な執行に貢献することを目的としている。

### (2) ベトナム競争庁との協力に関する取決め

この取決めは、公正取引委員会とベトナム競争庁との間における通報、情報交換、執行活動の調整等について日ベトナムEPAに基づく協力の実施細則を定めるものである。

## フィリピン司法省との協力に関する覚書（概要）

### 協力の目的

公正取引委員会と司法省との間の協力関係の進展を通じて、それぞれの国の競争法の効果的な執行に貢献すること

### 反競争的行為

両競争当局は、反競争的行為に対する取組により競争を促進し、この目的のために透明性、無差別待遇及び手続の公正な実施の原則に従って適切な措置をとる

### 通 報

一方の競争当局は、他方の競争当局に対し、他方の競争当局の重要な利益に影響を及ぼす可能性があるとする自らの執行活動を通報

### 情報交換

一方の競争当局は、他方の競争当局に対し、他方の競争当局の執行活動に関連する情報を提供（公開情報に限る）

### 技術協力

両競争当局は、競争政策の強化及び各国の競争法の執行に関連する技術協力活動において協力

## ベトナム競争庁との協力に関する取決め（概要）

### 協力の目的

日ベトナムEPAに基づく協力の実施細則を定めること

### 通 報

一方の競争当局は、他方の競争当局に対し、他方の競争当局の重要な利益に影響を及ぼす可能性があるとする自らの執行活動を通報

### 情報交換

一方の競争当局は、他方の競争当局に対し、他方の競争当局の執行活動に関連する情報を提供

### 執行調整

両競争当局は、相互に関連する事案に関して執行活動を行う場合には、それぞれの執行活動の調整について検討

### 技術協力

両競争当局は、競争政策の強化及び各国の競争法の執行に関連する技術協力活動において協力